

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和6年9月25日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を福井県知事あて提出しましたので、同法施行規則第11条2項により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	SUPER CENTER PLANT-2 坂井店	
	所在地	坂井市坂井町下新庄 15-8-1	
設置者	氏名または名称	株式会社 P L A N T	
	住 所	坂井市坂井町下新庄 15-8-1	
	連絡先・電話番号	0776-72-0300（代）	
変更しようとする 事項	変更前		変更後
	〈荷さばき時間〉 ・ 午前 7 時～午後 6 時		〈荷さばき時間〉 ・ 2 4 時間
変更する年月日	令和6年9月26日		

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和6年9月25日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を福井県知事あて提出しましたので、同法施行規則第11条2項により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	SUPER CENTER PLANT-2 上中店	
	所在地	三方上中郡若狭町脇袋 11 号下黒切 12 番地 1 外 18 筆 三方上中郡若狭町上吉田 5 号白川作 26 番地 1 外 6 筆	
設置者	氏名または名称	株式会社 P L A N T	
	住 所	坂井市坂井町下新庄 15-8-1	
	連絡先・電話番号	0776-72-0300 (代)	
変更しようとする 事項	変更前		変更後
	〈荷さばき時間〉 ・ 午前 7 時～午後 6 時		〈荷さばき時間〉 ・ 2 4 時間
変更する年月日	令和 6 年 9 月 2 6 日		

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和6年9月26日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を福井県知事あて提出しましたので、同法施行規則第11条2項により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	SUPER CENTER PLANT-3 清水店 JA 越前丹生農産物直売所 丹生膳野菜	
	所在地	福井市三留町 21 号 4 番地、福井市風巻町 27-2	
設置者	氏名または名称	株式会社 P L A N T 外 2 社 (者)	
	住 所	坂井市坂井町下新庄 15-8-1	
	連絡先・電話番号	0776-72-0300 (代)	
変更しようとする 事項	変更前		変更後
	〈荷さばき時間〉 ・ 午前 7 時～午後 5 時 (PLANT 側)		〈荷さばき時間〉 ・ 2 4 時間 (PLANT 側)
変更する年月日	令和 6 年 9 月 2 7 日		

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和6年9月10日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を石川県知事あて提出しましたので、同法施行規則第11条2項により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	SUPER CENTER PLANT-3 津幡店	
	所在地	河北郡津幡町字庄又3番地 外55筆	
設置者	氏名または名称	株式会社 P L A N T	
	住 所	坂井市坂井町下新庄 15-8-1	
	連絡先・電話番号	0776-72-0300 (代)	
変更しようとする 事項	変更前		変更後
	〈荷さばき時間〉 荷さばき施設 1~6 ・午前6時30分~午後6時		〈荷さばき時間〉 荷さばき施設 1、3 ・24時間 荷さばき施設 2、4、5、6 ・午前6時から午後10時
変更する年月日	令和6年9月21日		

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和6年9月10日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を石川県知事あて提出しましたので、同法施行規則第11条2項により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	SUPER CENTER PLANT-3 川北店	
	所在地	能美郡川北町字朝日 63 番地 外 3 筆	
設置者	氏名または名称	株式会社 P L A N T	
	住 所	坂井市坂井町下新庄 15-8-1	
	連絡先・電話番号	0776-72-0300 (代)	
変更しようとする 事項	変更前		変更後
	<p><荷さばき時間> 荷さばき施設 1~4 ・午前 6 時 30 分~午後 6 時 ・午後 7 時~午後 8 時</p>		<p><荷さばき時間> 荷さばき施設 1 ・24 時間 荷さばき施設 2~4 ・午前 6 時から午後 10 時</p>
変更する年月日	令和6年9月21日		

大規模小売店舗立地法に基づく届出等の要旨の掲示

令和6年8月29日付けで大規模小売店舗立地法第6条2項の規定による変更の届出を富山県知事あて提出しましたので、同法施行規則第11条2項により届出等の要旨を掲示します。

届出に係る 大規模小売店舗	名 称	P L A N T - 3 滑川店	
	所在地	滑川市上島460番1	
設置者	氏名または名称	株式会社滑川興産	
	住 所	滑川市上島465番地1	
	連絡先・電話番号		
変更しようとする 事項	変更前		変更後
	〈荷さばき時間〉 ・午前6時～午後9時30分		〈荷さばき時間〉 ・24時間
変更する年月日	令和6年9月21日		